Ⅱ　地方六団体関係

１　地方六団体代表者会議

地方六団体代表者会議の開催状況（非公開）

○平成２２年　４月２１日　（ルポール麹町）
○平成２２年　６月２１日　（都道府県会館）
○平成２２年　８月　４日　（都道府県会館）
○平成２２年１０月　７日　（都道府県会館）
○平成２２年１２月１６日　（都道府県会館）

２　地方六団体の提言、声明、談話、申し入れ等

地域主権関連３法案の今国会成立を求める緊急声明

政府は、地域主権関連３法案を国会に提出した。参議院においては既に可決され、衆議院に回付されているところである。

「国と地方の協議の場に関する法律案」は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現するものであり、画期的なものと評価している。

また「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は「地域主権戦略会議」を法的に位置づけ、地方分権改革の重要な推進拠点とするとともに、地方自治体の自由度を高め、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で不可欠な義務付け・枠付けの見直しを行うものである。

さらに「地方自治法の一部を改正する法律案」は、議決事件の範囲の拡大など、地方議会の自主性・自律性を高め、その機能をより発揮していくために極めて重要なものである。

これら３法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものである。昨年の総選挙に当たり、与野党とも地方分権の推進を明示されたところであり、必ず今国会において成立させるよう強く求める。

平成２２年５月２１日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五本　　幸正
全国町村会会長	藤　原　忠　彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

地方六団体の活動> 要請活動
地方六団体の活動> 政党関係
地方六団体の活動> 地方六団体の動き
活動から探す> 委員会・会議等> 委員会> 地方分権推進特別委員会
分野から探す> 地方分権関係
活動から探す> 声明・コメント等
活動から探す> 政党関係
活動から探す> 要請活動
地方六団体の活動> 記者会見・要望・声明・コメント

「地域主権関連３法案の今国会成立を求める緊急声明」についての要請 （平成22年05月24日）

５月２４日（月）、地方六団体の代表が、２１日に発表した「地域主権関連３法案の今国会成立を求める緊急声明」について、重野社会民主党幹事長、高嶋民主党筆頭副幹事長、大島自由民主党幹事長、福田民主党衆議院総務委員会筆頭理事、原口内閣府特命担当大臣（地域主権推進）のほか、与野党の国会対策責任者等の関係要路へ要請活動を行いました。
提出した声明文は、下記のとおりです。

・「地域主権関連３法案の今国会成立を求める緊急声明」（10.5.21）

<戻る

新内閣発足に向けた共同声明

本日、菅新内閣総理大臣が誕生した。
週明けにも発足する新内閣は国民の政治に対する信頼回復に全力を挙げ、国民の大きな期待に応えなければならない。

新内閣には、まず、地域主権関連３法案を今国会において成立させるよう強く求める。この３法案は国と地方の協議の場の法制化など民主党が政権公約の柱に掲げた「地域主権」を実現するために極めて重要なものであり、新内閣は会期内に必ず成立させるべきである。

次に、地域主権を推進するための具体的方針を定める地域主権戦略大綱を地方からの意見を踏まえ、実効ある形で速やかに決定すべきである。この大綱は地方税財源の抜本強化、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国出先機関の原則廃止など、国全体の活力を取り戻す真の地方分権の確立のために不可欠である。

地方財政については、高齢化の進行に伴い増嵩する社会保障関係費等の財政需要に的確に対応するため、将来にわたってその安定・強化を図ることが不可欠である。こうした観点から、大幅に削減された地方交付税の復元・増額、法定率引上げや、税制改革の中で地方消費税の充実・引上げ、税源移譲に取り組むべきである。

財政健全化については、経済成長による歳入増を図りつつ、公的債務の対ＧＤＰ比を縮減するという経済発展と財政再建の両立を目指すべきである。かつて小泉内閣時代にプライマリー・バランスという目標の下で大幅に地方交付税が削減され、その後地方が疲弊する大きな原因となった。こうした過ちを繰り返すべきではない。既に歳出・人員の徹底した削減、独自の給与カットなど、国を遙かに上回る行財政改革に取り組んでいる地方として、断じて認められない。

新内閣は景気回復を確固たるものとし、地域活性化を更に進めるため、新しい成長戦略を策定し実施すべきである。高齢化と人口減少、東京一極集中が同時進行する中、多くの地方は疲弊している。雇用情勢は依然として厳しく、改善は遅々として進んでいない。新成長戦略は地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すものでなければならない。

平成 22 年６月４日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五 本　　幸 正
全国町村会会長	藤　原　忠　彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

地域主権関連３法案の今国会中の成立を強く求める

政府が今国会に提出した地域主権関連３法案は、参議院において既に可決され、衆議院の議決を待つのみである。

地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化の実現など、これら３法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものである。

昨年の総選挙に当たっては、与野党とも地方分権の推進を明示された。ここに改めて３法案の今国会における早期成立を強く求めるものである。

平成２２年６月１０日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五 本　　幸 正
全国町村会会長	藤　原　忠　彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

地域主権戦略大綱について（意見）

政府が現在検討中の「地域主権戦略大綱」について、地方六団体として次のように意見を提出する。

Ⅰ　全体の構成等について

○　地方税財源の強化は、地域主権の確立にとって不可欠な要素である。骨子案では「地方税財源の充実確保」として「その他の課題」の一つに過ぎない位置づけであるが、別に一項目を立て、重要課題とすること。

○　各項目とも、単なる理念論に終始することなく、具体的なスケジュール、目標等を盛り込み、実効あるものとすること。

Ⅱ　具体的に盛り込むべき事項について

１　地方税財源の強化

（地方税源の強化）

・　今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくため、地方消費税の充実・引上げ等を通じ、税収が安定的で税源の偏在性が少ない地方税体系を構築すること。また、地球温暖化対策のための税など新たな税制度を導入する際は、地方自治体が果たしている役割を十分に踏まえ、地方環境税の創設など地方税源を強化すること。

・　税制抜本改革を進める中で地方の歳出に見合った税財源を確保できるよう税源移譲を行い、まずは国税と地方税の税源配分を５：５に見直すこと。

（地方交付税の復元・増額）

・　地方財政計画に適切に歳出を計上することにより、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額し、財源調整・保障機能を強化すること。

・　交付税率の引き上げ等による交付税原資の充実を図るとともに、地方交付税を国の特別会計へ直接繰り入れる「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確にし、地方財政の安定的な運営を確保すること。

２　義務付け・枠付けの見直し

（第２次見直しの着実な実施）

・　義務付け・枠付けの第２次見直しについては、５月 24 日発表の各府省再回答において勧告どおりの見直しが 460 条項となったが、未だ不十分なものであることからさらに見直しを推進し、平成 23 年通常国会に法案を提出すること。

（今後の取組）

・　地域主権一括法案でその多くが先送りとなったいわゆる「地方要望分」104 条項は、地方がかねてから主張してきた現場ニーズの強い項目であり、見直しの効果が実質的にも大きい。このため、地方要望分 104 条項で勧告どおりの見直しとなっていない約３分の２について、更なる見直しに取り組むこと。

・　現在取り組まれている第２次見直し分で勧告どおりの見直しとなっていない約４割の条項と、第２次勧告で示された約 4,000 条項のうちまだ見直しの対象とされていない約 3,000 条項についても、地方の意見を踏まえ、具体的な工程表を作成して見直しに取り組むこと。

３　基礎自治体への権限移譲

（権限移譲の着実な推進）

・　基礎自治体への権限移譲については、５月 24 日発表の各府省再回答において勧告どおりの見直しが 175 条項となったが、未だ不十分なものであることからさらに移譲を推進し、平成 23 年通常国会に法案を提出すること。

・　権限移譲に伴う財源の移譲についても一体的に行うこと。

（今後の取組）

・　今回、勧告どおりの見直しとなっていない項目については、地方の意見を踏まえ、再検討を行い、具体的な工程表を作成して見直しに取り組むこと。

４　ひも付き補助金の一括交付金化

（一括交付金化の目的、対象範囲等）

・　一括交付金化の目的は地方の自由裁量の拡大・実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。

・　一括交付金は過渡的な制度であり、将来的には国から地方への税源移譲を行うことを明確にするとともに、地方交付税の充実・強化等につながるものとすること。

・　「現金給付は国、サービス給付は地方」を原則とし、「サービス給付」のうち、地方にとって自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等は、一括交付金の対象としないこと。

・　括り方や配分方法など一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の必要な事業の計画的実施に支障が生じることのないよう、継続事業や団体間・年度間の変動が大きい市町村に配慮しつつ、地方と十分協議すること。

（総額確保）

・　一括交付金の対象となる補助金等の総額については、現行の補助金等の額と同額以上とし、財政力の弱い団体に配慮する等、個々の団体においても事業実施に十分な財源を確保すること。

・　地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること。

（空飛ぶ補助金）

・ 国から地方自治体予算を経由せず、民間事業者等へ交付されている補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮するとの観点や、公金支出のガバナンスの観点等から極めて問題が多い。このため、地域振興に関するものなど、地方自治体が政策的な裁量を発揮できる補助金等は、廃止し一括交付金化すること。

５　国の出先機関の原則廃止

（改革に取り組む基本姿勢、国と地方の役割分担の考え方）

・　骨子案では「国の出先機関の抜本的な改革」とされているが、政権公約である「出先機関の原則廃止」を項目名とし、取組姿勢を明確にすること。

・　補完性の原理に基づいて国と地方の役割分担を明確にし、地方でできることは全て地方に移管する方針を明確にすること。

・　「全国的な統一性」「広域性」「ナショナルミニマム又は国家としての責任であること」「高度な専門性」などは、国の出先機関に事務・権限を残す理由とはなり得ないことも合わせて明確にすること。

・　原則と例外（国に残さざるを得ない事務・権限）の基準を整理するとの議論があるが、例外は限りなく限定的なものとすること。

（個々の事務・権限の取扱い）

・　今後行われる出先機関の事務・権限の仕分けに当たっては、全国知事会が示した「国の出先機関の原則廃止に向けて（中間報告）」をはじめ地方の意見・提言を最大限尊重すること。

（財源・人員の取扱い）

・　地方に移管される事務・権限については、地方移管される人員に係る人件費を含め、必要総枠を確実に財源移譲すること。

・　人員の移管に当たっては、地方と十分協議し、統一的な移管ルールを早急に定めること。

（改革の工程表）

・　本年末までに国の出先機関改革の全体像を示し、実施可能なものから速やかに改革に着手すること。

　特に地方が強く移譲を求める事務・権限については集中的に議論を進め、平成23年通常国会への法案提出、平成24年４月からの移管を目指すこと。

６　地方自治法の抜本見直し

（検討の方向）

・ 日本国憲法が定める二元代表制は、住民の直接公選で選ばれる首長と議会の相互牽制と均衡により公正な行政運営を行おうとするものであり、住民の間にも広く定着していることから、この枠組みを前提とすること。

７　その他

（自治体間連携）

・　地域主権改革の進展により、地方自治体の担うべき役割は益々増大し、自治体間連携の必要性も高まっていく。一部事務組合、広域連合、協議会などの制度について、地方側のニーズを踏まえた見直しを行うこと。

（直轄事業負担金の廃止）

・　国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲すること。

・　平成 25 年度までの早い時期に負担金制度を廃止することとし、地方とも十分に協議しながら、廃止時期を含め具体的な手順等を明確にした工程表を作成すること。

平成２２年６月１０日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五 本　　幸 正
全国町村会会長	藤　原　忠　彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

「財政運営戦略」について

本日閣議決定された「財政運営戦略」は、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、赤字の対ＧＤＰ比を当初５年間で半減するといった目標を掲げ、新成長戦略の実行により名目３％超の経済成長の実現を目指すとともに、歳出の抑制、消費税を含む税制の抜本的な改革を行い、財政の健全化を図るとしている。

我々地方も、我が国の財政状況に対する危機感は共有するところである。

一方、依然として厳しい雇用情勢に見られるとおり、我が国経済はいまだ順調な回復軌道に乗ったとは言い難い。財政指標の改善だけを優先して景気回復の腰を折る拙速な対応は避け、地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すなど、まずは経済成長戦略を着実に実行することを求める。

地方財政に関しては、その自主的かつ安定的な運営に配慮することが明記された。小泉内閣当時はプライマリーバランスの改善という目標の下で地方交付税が大幅に削減された結果、その後の深刻な地方の疲弊をもたらした。このような過去の失敗を二度と繰り返してはならない。

内閣の目指す「強い社会保障」は、地方公共団体が住民に提供する様々な社会保障サービスが中心となるものである。税制改革における地方消費税の充実などを通じ、その裏付けとなる財源を確固たるものにすることを求める。

「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現は、国と地方の緊密な連携と国民の理解があってはじめて達成可能となる。今後、地方財政対策をはじめ予算編成等における具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の実態や意見を踏まえ、開かれた形で十分な検討を行うことを強く求める。

平成 22 年６月 22 日

地 方 六 団 体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五 本　幸 正
全国町村会会長	藤 原　忠 彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

地域主権戦略大綱についての共同声明

本日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

菅新総理大臣の下、今後の地域主権改革推進の羅針盤となるべき大綱が当初の予定通り６月中に閣議決定されたことは、菅内閣においても地域主権を強力に推進していく姿勢が明確に示されたものとして評価する。

大綱では、国と地方公共団体の関係を上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することや、住民主体の発想に基づき改革を推進するとの強い決意が明確に示された。

また、地方税財源の強化、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化など、広範な分野にわたって方針が示された。政府は各省に任せることなく、政治主導でこれを断固として実行しなければならない。

今後の具体的な目標・工程表等の策定や各分野の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分協議の上、地方の意見・提言を最大限反映されるよう強く求める。

我々地方も、真の分権型社会の構築に向け引き続き全力を尽くす所存である。

平成２２年６月２２日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五本　　幸正
全国町村会会長	藤　原　忠　彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

子ども手当の全額国費負担を求める声明

このたび、平成２３年度予算概算要求が発表されたところであるが、子ども手当にかかる概算要求は、とりあえず仮置き的に要求されたものであり、財源構成等については、関係団体とも協議しつつ、予算編成過程で検討し、結論を得たいとされている。しかし、昨年の経緯にもかかわらず、地方に対して十分な協議もないまま平成２２年度予算の負担ルールを当てはめ、地方負担を含む概算要求がなされていることは、誠に遺憾である。

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国費負担で実施するという方針をこれまで繰り返し表明してきた。地方負担を前提とした平成２２年度の子ども手当と児童手当を併給する方式はあくまで暫定措置であり、平成２３年度以降の制度設計については地方の意見を踏まえ改めて検討することとされた。

これに対し我々地方は、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し全額を負担すべきと繰り返し主張してきた。

我々地方六団体は、平成２３年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、国と地方とで十分な協議を行い、国が全額国費負担すべきであるとの地方の主張に沿った制度を実現するよう強く求めるものである。

平成２２年８月３１日

地方六団体
全国知事会会長　麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長　金子万寿夫
全国市長会会長　森　民夫
全国市議会議長会会長　五本幸正
全国町村会会長　藤原忠彦
全国町村議会議長会会長　野村　弘

地方六団体の活動> 要請活動
地方六団体の活動> 政党関係
地方六団体の活動> 地方六団体の動き
分野から探す> 地方分権関係
活動から探す> 政党関係
活動から探す> 要請活動

地域主権関連３法案早期成立についての要請 (平成22年09月24日)

９月２４日（金）、地方六団体の代表が総務省へ、新任の片山総務大臣、鈴木総務副大臣及び逢坂総務大臣政務官を訪ねました。
また、民主党の玄葉政策調査会長、自由民主党の谷垣総裁、小池総務会長、逢沢国会対策委員長を訪問し、地域主権関連３法案の早期成立等について申し入れを行いました。

片山総務大臣への要請の様子

玄葉民主党政策調査会長への要請の様子

谷垣自由民主党総裁への要請の様子

小池自由民主党総務会長への要請の様子

逢沢自由民主党国会対策委員長への要請の様子

<戻る

地方六団体提出資料

今後の地域主権改革の推進等について（意見）

今後の地域主権改革及び当面する地方行財政上の課題について、地方六団体として次のとおり意見を提出する。

１　地域主権関連３法案の今臨時国会における成立

・　政策・制度の立案や見直しに当たり、地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権関連３法案は、今後の地方自治の進展に不可欠なものである。継続審議となっているこれら３法案を、今臨時国会において一刻も早く成立させること。

２　経済対策の早期実施

・　地方における生産拠点の海外移転と雇用の喪失をもたらす円高を是正するため、強力な金融・経済政策を講じること。
・　デフレから一刻も早く脱却し、景気回復を確固たるものとするため、補正予算の編成を含む地域経済対策を早急に講じること。
・　地方自治体が雇用対策及び新成長戦略を推進し、子育て・福祉・医療・介護施策、公共投資などの事業を円滑に実施できるよう、地域の実情に応じて現場の創意工夫を発揮できる交付金を創設すること。

３　ひも付き補助金の一括交付金化

・　一括交付金化の目的は、地方の自由裁量の拡大・実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。この観点から、自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等は一括交付金の対象としないこと。
・　一括交付金の総額については、対象となる現行の補助金等の額と同額以上とし、継続事業や団体間・年度間の変動、財政力の弱い団体に配慮するなど、個々の団体においても事業実施に十分な財源を確保すること。

４　国の出先機関の原則廃止

・　本年８月末に各府省が行った出先機関の自己仕分けで、地方に移譲するとしたものは、条件付きも含め１割程度にとどまっており、極めて不十分である。
・　「補完性の原理」に基づき国と地方の役割分担を明確にし、ハローワークなど地方でできることは全て地方に移管するという方針の下、政治主導で断固として取り組むこと。

５　地方税制改正

・　今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地方消費税の充実・引上げ等を通じ、税収が安定的で税源の偏在性が少ない地方税体系を構築すること。
・　地方自治体が果たしている地球温暖化対策での役割を十分に踏まえ、地方環境税等一定の税財源措置を創設すること。

６　地方財政対策

・　高齢化の進行に伴い、地方の社会保障関係費は今後毎年約７千億から８千億円程度増加することが見込まれる。増嵩する地方の財政需要を地方財政計画に適切に積み上げ、三位一体改革の際大幅に削減された地方交付税を復元・増額し、財源調整・保障機能を強化すること。
・　交付税率の引き上げ等による交付税原資の充実を図るとともに、地方交付税を国の特別会計へ直接繰り入れる「地方共有税」とすることにより、地方固有の共有財源であることを明確にし、地方財政の安定的な運営を確保すること。

７　子ども手当の全額国費負担

・　保育所のようなサービス給付は地方に委ね、地域の実態に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる制度とする一方、子ども手当のような全国一律の現金給付は国が担当し全額負担すること。

８　義務付け・枠付けの見直し

・　地域主権推進一括法案などでその約３分の２が先送りとなった「地方要望分」104 条項や第２次見直し分で勧告どおりの見直しとなっていない条項について更なる見直しに取り組むとともに、第２次勧告で示されたもののうち未だ見直しの対象とされていない約 3,000 条項について、地方の意見を踏まえ、具体的な工程表を作成して見直しに取り組むこと。

９　基礎自治体への権限移譲

・　基礎自治体への権限移譲については未だ不十分であり、早期に具体的工程を明らかにして更なる権限移譲を推進するとともに、権限移譲に伴う財源の移譲についても一体的な見直しに取り組むこと。

10　地方自治法の抜本見直し

・　日本国憲法が定める二元代表制は、住民の直接公選で選ばれる首長と議会の均衡と相互牽制により公正な行政運営を行おうとするものであり、住民の間にも広く定着していることから、見直しに当たってはこの枠組みを前提とすること。

11　直轄事業負担金の廃止

・　平成 25 年度までの早い時期の負担金制度の廃止に向け、廃止時期を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成して、着実に取り組むこと。

平成 22 年 10 月 7 日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五本　　幸正
全国町村会会長	藤　原　忠　彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

地方六団体の活動> 要請活動
地方六団体の活動> 政党関係
地方六団体の活動> 地方六団体の動き
分野から探す> 地方分権関係
活動から探す> 政党関係
活動から探す> 要請活動

地域主権関連３法案早期成立についての要請 (平成22年10月18日)

１０月１８日（月）、地方六団体の代表が自由民主党の大島副総裁、石原幹事長、石破政務調査会長及び竹本内閣部会長を訪問し、地域主権関連３法案の早期成立等について申し入れを行いました。

石破政務調査会長への要請の様子

竹本内閣部会長・シャドウキャビネット内閣府（地方分権改革担当）大臣への要請の様子

大島副総裁、石原幹事長への要請の様子

<戻る

地方六団体の活動> 要請活動
地方六団体の活動> 政党関係
地方六団体の活動> 地方六団体の動き
分野から探す> 地方分権関係
活動から探す> 政党関係
活動から探す> 要請活動

地域主権関連３法案早期成立についての要請 (平成22年10月20日)

１０月２０日（水）、麻生全国知事会会長など、地方六団体の代表が公明党の井上幹事長、石井政務調査会長及び西総務部会長を訪問し、地域主権関連３法案の今臨時国会における早期成立、経済対策をはじめ、地方六団体の意見（下記資料参照）について要請を行いました。

麻生全国知事会会長（左から３番目）他、地方六団体代表側

公明党側（右から、石井政務調査会長、井上幹事長、西総務部会長）

○地方六団体提出資料

（※）今後の地域主権改革の推進等について（意見）

※10月7日（木）に開催した【国と地方の協議の場】において提出した資料と同じ資料です。

地方六団体提出資料

地域主権関連３法案の今臨時国会における成立を求める緊急決議

「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権関連３法案は、先の通常国会において参議院では可決されたが、継続審議となった。我々地方六団体は政府・与野党に対し再三にわたり早期成立を要請してきたが、今臨時国会においては未だ委員会での審議すら行われず、会期末が迫る中、成立の見通しが立っていない。

３法案は、地方が長年にわたって要請してきた「協議の場」の具体化や義務付け・枠付けの見直しなど、真の分権型社会実現のために不可欠なものである。

また、これらは昨夏の総選挙で与野党が揃って公約に掲げた政策でもある。ここで立ち止まることは、国民に対しても許されない。目に見える成果を制度として具体的に実現することこそ重要であり、３法案を今臨時国会において一刻も早く成立させるよう、改めて強く求めるものである。

平成２２年１１月２２日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森　　民 夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	藤原　忠彦
全国町村議会議長会会長	野 村　　弘

地域主権関連３法案の不成立に強く抗議する

先の通常国会から継続審議とされていた地域主権関連３法案は、今臨時国会では審議すら行われず、不成立となった。

我々地方六団体が政府・与野党に対し再三にわたり早期成立を求めたにも関わらず、このような結果となったことは甚だ遺憾であり、現政権の改革意欲と実行力に大いに失望している。

地域主権・地方分権改革を掛け声だけで終わらせてはならない。国民の目に見える成果を早期に実現させることが重要である。

３法案は、国会での成立に向けた与野党間協議も進んでいた。真の分権型社会実現のために不可欠なこれら３法案を、次期国会において一刻も早く成立させることを改めて強く求める。

平成２２年１２月３日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	藤原　忠彦
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

子ども手当に関する共同声明

子ども手当に関する五大臣会合を受け、平成２３年度の子ども手当に関する政府案の概要が示され、平成２２年度限りの暫定措置であった児童手当分の地方負担が継続して求められることが明らかになった。

我々地方は昨年来、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し全額を負担すべきと一貫して主張し続けてきた。それにもかかわらず、地方負担が再び継続されることとなったことは、誠に遺憾である。

一方、保育料や学校給食費について、子ども手当から徴収できる仕組みが導入される方向となった。このことは、住民間の公平・公正を確保する観点から地方が強く要請してきたものであり、その努力を多としたい。

また、地方の子育て支援サービスの拡充のため、新たな交付金制度が設けられることとなった。現金給付とサービス給付とのバランスを取るものであり、評価したい。地域の実情に応じた柔軟で自由度の高い制度設計を求めるものである。

平成２４年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、我々の主張を踏まえ、現金給付とサービス給付に係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、幅広く検討する場が設けられることとなった。税制改正による地方の増収分について、その使途を国が実質的に決めるようなことがあってはならない。十分な協議・検討の上で、地方の理解が得られるかたちで制度改正が行われるよう求める。

平成２２年１２月２１日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	藤原　忠彦
全国町村議会議長会会長	野村　弘

３　地方公共団体金融機構

代表者会議の開催状況（非公開）

○平成２２年　６月３０日

○平成２３年　２月１８日